

議案第 85 号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算(第7号)

資料1(111)雑入及び国庫補助金等返還金について

平成 29 年度(2017 年度)に経営転換協力金(農林水産省補助金)の交付を受けていた農地所有者が、当該協力金の交付要件であった公益社団法人兵庫県みどり公社(以下、「みどり公社」。)との農地貸借契約を解消したことから、農地所有者が経営転換協力金を返還するものです。

1 経営転換協力金制度について

(1) 制度概要

農業経営からリタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者等が、農地中間管理機構(兵庫県ではみどり公社)にすべての農地(例外規定有)を 10 年以上貸し付け、中間管理機構を通して農地が他の農家に貸し付けられた場合、農地所有者に協力金が交付される制度(詳細要件が別に定められています。)です。

(2) 交付金額

農地中間管理機構へ貸付する面積に応じて交付金額が決定されます。

0.3ha 以上 1.0ha 未満	10 万円
1.0ha 以上	20 万円

※ ただし、上は平成 29 年度(2017 年度)における交付金額

2 経過等について

本件は、農地所有者の農地がみどり公社を介して農地所有者から別の農家(以下、「借受農家」)に貸し付けられていましたが、このたび農地貸借契約を解除され、今後、農地所有者と借受農家は改めて譲渡契約を締結されます。

(1) 対象農地 3,409 m²(畑:1 筆 123 m²/田:5 筆 3,286 m²)

(2) 経営転換協力金交付済額 10 万円

(3) 当該農地に係る貸借契約等の経緯

ア 農地所有者とみどり公社との貸借契約日	平成 29 年(2017 年)9 月 30 日
イ みどり公社と借受農家との貸借契約日	平成 29 年(2017 年)10 月 31 日
ウ 経営転換協力金交付決定日	平成 30 年(2018 年) 3 月 12 日
エ アの解除日	令和 2 年(2020 年)6 月 11 日
オ イの解除日	令和 2 年(2020 年)6 月 11 日
カ 所有権移転許可日(農業委員会)	令和 2 年(2020 年)8 月 20 日

3 経過等について

本予算案議決後、速やかに農地所有者へ返還金の納入を求め返還後県へ送金します。